

篠崎公園地区まちづくりにおけるスーパー堤防事業は、スーパー堤防の機能を果たさないため、計画の見直しを求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 56 号

受理年月日 平成 28 年 6 月 7 日

付託年月日 平成 28 年 6 月 14 日

陳情者
.

陳情原文 篠崎公園地区まちづくり事業(スーパー堤防事業を含む5事業)は、4月8日、国交省・東京都・江戸川区の3者による基本協定が締結され、事業が開始されることになりました。

しかし、その中のスーパー堤防事業計画は、スーパー堤防の最も重要な機能の一つである「超過洪水対策」を果たさないことが明らかになっています。また、本当に「超過洪水」がきた際には、逆に危険な状態になることもわかりました。「超過洪水対策」とは、川の洪水が堤防を越えてきたとき、まち側の緩やかな斜面をだらだらと流れることにより、堤防が壊れないというものです。

「超過洪水対策」機能を果たさなくなった理由は次のことによります。

現在、堤防上部を走っている篠崎街道(288道路と重なる)を、ボックスカルバートのトンネルにしたことにより、堤防のまち側のすぐ脇に、現在の堤防より高い部分が出てしまいます。推測では、ボックスカルバート区間の約270m、東側で1.1m、西側で0.5m、高くなります。そうすると、堤防を越えて洪水がくると、その高い部分を越えられず、高い部分の両脇の低いところへ流れていくこととなります。

また、国交省の「利根川江戸川河川整備計画」によれば、篠崎公園地区あたりでは、堤防を越えてくるほどの洪水はなく、ここにスーパー堤防をつくることは、そもそも無意味です。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

現在の篠崎公園地区のスーパー堤防事業計画は、「超過洪水対策」の機能がなく、また、堤防を越えてくるほどの洪水はないので、スーパー堤防は不要であり、計画の中止を含めた見直しを行うこと。